

保護者の

傷害見舞金給付制度

ご案内

東大阪市PTA協議会

会員のみなさまへ

「東大阪市P T A協議会傷害見舞金給付制度」は、会員がP T A活動または学校行事に参加中、もしくは参加に伴う過程で傷害を被ったとき、傷害見舞金の給付を行うものです。学校園でのP T A活動やブロック連絡会、協議会活動をより活発に推進し、あわせて会員相互の福祉増進を図ることを目的にしています。

【傷害見舞金】

P T A会員がP T A活動または学校行事において傷害を被り、その治療ために医療機関に通院し3日以上（*1）の治療を受けた場合、入院を伴う傷害、骨折、腱・筋の断裂（*2）の診断を受けた場合、東大阪市P T A協議会から「傷害見舞金」として、一律2万円を給付します。

上記見舞金の対象となる傷害は、骨折、脱臼、挫傷、損傷、炎症、腱・筋の断裂です。**捻挫・疾病は対象とはなりません。**

- *1 「3日以上」とは、1日に1回治療を受けたとして、3回以上治療を受けたことを意味します。治療期間ではありません。
- *2 入院を必要とする傷害、骨折、腱・筋の断裂の診断を受けた場合は1回の治療（入院）で対象となります。
（例）通院の場合、治療を受けた日が6月1日～10日の間に3日間であれば給付の対象となります。治療を受けた日が6月1日と10日のみの場合、治療期間は1日～10日の10日間ですが、実際に治療を受けた日は2日（2回）ですので、給付の対象にはなりません。

なお、会員が傷害により身体の一部を失ったとき、または機能に著しい傷害を永久に残す重度の傷害を被った場合は、従来どおり互助会積立金から「傷害給付金給付表」の規定に基づき10万円（第6級）～40万円（第1級）を「傷害給付金」として給付します。

また、会員が傷害で死亡したときは同様に、互助会積立金から「死

亡弔慰金」として40万円を支給します。

【対象となる方】

「傷害見舞金」「傷害給付金」「死亡弔慰金」の支給対象となる方は、東大阪市立学校園のPTA会員です。**園児・児童・生徒は含まれません。**

【申請方法】

- ① 当事者または関係者は、すみやかに所属する学校園のPTA会長および学校園長に傷害が発生した状況（日時、場所、催し内容、事故の原因と傷害状況など）を報告してください。
- ② 傷患者は医療機関において3日以上の治療を受けた後、所定の申請用紙「東大阪市PTA協議会傷害見舞金給付申請書」に、受診した医療機関の証明（押印）を得るとともに必要事項を記載し、学校園PTA会長および学校園長（共に署名・押印）を通じて東大阪市PTA協議会事務局に提出してください。
- ③ 申請は、傷害が発生した日から6カ月以内とします。また、原則として単年度事業内としますが、手続き上やむをえない場合は、6カ月以内の越年については認めます。この場合は、事務局に事前に連絡してください。

* 申請は 1 事故につき 1 学校園PTAとします。

* 申請書は各学校園にお求めください。

【見舞金の給付】

東大阪市PTA協議会会長（互助会理事長兼務）は、役員会に諮って給付の可否を決定します。給付が決まりましたら、事務局から申請者（PTA会長、学校園長）に通知し、申請者を通じて見舞金をお渡しします。

なお、役員会は原則として月1回開催のため、給付が遅れることもありますので、あらかじめご了承ください。

* ご確認ください *

- この傷害見舞金の**給付対象となる方**は、PTA会員＝東大阪市立の幼稚園・こども園・小学校・中学校に在籍する子ども達の**保護者**（親権者）と**教職員**です。子どもおよび上記学校園に在籍していないOB・OLの方は対象にはなりません。
- PTA活動または**学校園行事**に参加中、もしくは参加の過程（自宅と学校園との往復路での事故など）で、本人に大きな落ち度がないにもかかわらず、**傷害**を被った場合に適用します。
- この見舞金制度は、**入院を伴う傷害（怪我）、骨折または腱・筋の断裂の診断を受けた傷害**、または3日以上の治療を受けた**傷害（怪我）**、に対して適用します。捻挫・疾病は対象とはなりません。

令和4年7月1日規約改正

東大阪市PTA協議会事務局
〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号
東大阪市庁舎 16階 東大阪市教育委員会社会教育課（内）
TEL 06-4309-3334
（不在時は留守電に連絡先をお願いします）
FAX 06-4309-3835

令和4年7月発行